



農村はもっと美しくなる
鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報

ふぁーむらんど

Farmland

第 14 号

平成 26 年 7 月

平成 25 年度旧向上活動における国の現地調査が実施されました

旧農地・水保管理支払交付金（向上活動支援）について、国の現地調査が実施されました。

平成 25 年度に実施した状況について、鳥取県では 40 組織（15 市町）が現地調査の対象となっており、7 月 28 日から 9 日間にわたり、中国四国農政局の担当による現地調査が行われました。

現地調査では、集落の公民館等で書類の確認が行われ、

- 通帳と金銭出納簿の確認
- 金銭出納簿と領収書の照合
- 支出の時期及び使途の確認
- 更新や補修を実施する箇所の決定方法の確認
- 組織としての保険加入状況の確認
- 業者発注の場合、業者の選定方法、見積書、契約書、完成届等の確認がありました。



書類確認後には、平成 25 年度に施工された現場に行き、適切に工事が行われているか、現地調査が行われました。特に、現地では施工方法や施工時の注意点についても、丁寧なアドバイスをいただきました。

調査の結果、交付金が有効かつ適切に使われた事が確認されました。



現地調査		
7月28日(月)	八頭町	3組織
7月29日(火)	八頭町	2組織
	岩美町	1組織
	鳥取市	2組織
7月30日(水)	鳥取市	5組織
7月31日(木)	鳥取市	2組織
	三朝町	2組織
	湯梨浜町	1組織
8月4日(月)	倉吉市	3組織
8月5日(火)	倉吉市	1組織
	北栄町	1組織
	琴浦町	3組織
8月6日(水)	大山町	5組織
8月7日(木)	米子市	1組織
	伯耆町	2組織
	南部町	2組織
8月8日(金)	江府町	1組織
	日野町	1組織
	日南町	2組織

新しい書式で活動記録を早めにご作成しておきましょう！

(様式第 1-6 号) 平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名: 〇〇地域資源保全会

実施月日	実施時間	参加人数	実施者	実施者以外	活動区分	活動内容	施設又はテーマ	具体的な活動内容(※)		備考
								活動区分(対象活動)	施設(取組内容)	
4月19日	12時00分 ~ 14時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
4月22日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
4月24日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
5月14日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
5月19日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
6月25日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
6月29日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
7月19日	10時00分 ~ 12時00分	2名	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	
~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	

支出の有無にかかわらず、活動を行った場合は、活動記録に記入して下さい。

活動の実施時間を概ね30分単位で記入します。

「活動計画書」を参考にして、
①該当する活動区分のチェック
②施設又はテーマの記入を行います。

具体的な活動項目、取組を記入します。

事務処理や打合せ、活動の取りまとめについても記録します。

すでに、多面的機能支払制度に関する活動を実施されていると思われるが、昨年度までの活動記録ではなく、新しい書式となっています。

市町村から配布された電子媒体又は農林水産省多面的機能支払交付金ホームページから、
(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/n_youshiki/youshiki.html)

(様式第 1-6 号) を入手して頂き、早めに整理されておくことをお勧めします。
なお、農地維持支払、資源向上支払（共同活動）、資源向上支払（長寿命）を個々に取り纏めさせて頂いても結構です。

平成 27 年度から、 多面的機能支払が、法律に基づいた制度となります。

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援を法制化するための「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」が、平成 26 年 6 月に成立し、**来年 4 月に施行**されることになりました。

これに伴い、今年度から始まった多面的機能支払は、来年度から法律に基づく安定的な制度となります。

- 【今後のスケジュール】
- ①法が施行される平成 27 年 4 月以降、国が基本指針を定め、それに即して、都道府県、市町村、活動組織が、基本方針、促進計画、事業計画等を定めることとなります。
 - ②農林水産省は、法に基づく制度に円滑に移行できるよう、基本指針の案を作成するとともに、基本方針等のひな形を示すこととしています。

鳥取県農地・水・環境保全協議会からの情報提供

◎プチアドバイス

共同活動及び長寿命化において、農道を補修対象とした場合、よく話題となるのが「**法面補修を理由に土留壁を新設し道路拡幅を併せて行う**」取り組みがあります。

当事業では法面の浸食や土砂の崩壊部分の補修が対象で、**拡幅改良は対象となりません**。この場合、対象となるのは土羽の打ち直しかコンクリートの叩き付けによる法面の修復等となりますので、ご注意ください。

施設の長寿命化のための活動において「農用地に係る施設」に取り組む場合、集落が管理する施設の長寿命化を行った上となっていますが、同時施工でも対象となりますので、急がれる場合は取り組まれても結構です。

◎活動組織からのQ&A

Q. 交付金はいつごろ振り込まれるのでしょうか。

A. 交付金は、国（50%）、県（25%）、市町村（25%）で構成されています。協議会事務局では、国、県、市町村へ交付金を交付して頂くよう、事務手続きを行っていますが、各活動組織の採択申請書が出てきませんと手続きできません。お早目に採択申請書を市町村へ提出をお願いします。市町村提出後、事務局では、出来る限り早めに交付金をお渡しできるように手続きを進めていますが、**概ね2ヶ月程度事務手続きに係ることをご了承をお願いします。**

なお、本年度は、農地維持支払交付金、資源向上交付金（共同活動）、資源向上交付金（長寿命化）を1回で全額交付することを考えております。

Q. 買っていいもの、ダメなものを教えてほしい。

A. 協定期間と耐用年数でまず判断してください。協定期間内より耐用年数が大きくなければ買ってよろしいかと思われませんが、**使用頻度がどうなのか**ということが出てきます。例えば、パソコンの耐用年数は4年ですが、どの程度多面的機能支払制度の事務処理に使用しているかが問われます。活動組織の中でパソコンを持たれている方へ使用料を支払われることをお勧めします。また、**草刈り機は、耐用年数が平成20年度までは5年でしたが、平成21年度以降は7年となっていますので、ご注意ください。**

Q. 農地維持支払の「点検」と資源向上支払の「機能診断」は、どう違うのでしょうか？

A. 「点検」は、施設の能力を低下させる状況が発生しないように、水路の泥の堆積状況やゴミの投棄状況を確認・記録するなどの活動を行うものであり、「機能診断」は、施設の管理・補修計画を立てるために行う、破損・老朽化の進行度合いの把握・記録などの活動を行うものです。双方に取り組む場合には、「点検」と「機能診断」それぞれの活動の目的をふまえて併せて行うなど、効率的な実施を図って頂きたい。

◎協議会からのお願いとお知らせ

鳥取県農地・水・環境保全協議会では、当会報において皆様の活動状況をお知らせしています。つきましては、市町村を通じてでも結構ですので、面白い又は興味ある取り組みをされている組織はご一報いただければ幸いです。

7月1日より多面的機能支払交付金の推進を目的に、東部、中部、西部に各1名の支援員の配置を行いました。

支援員は、新規活動組織の掘り起こしや活動組織からの相談にあたっていただくことにしています。皆様のところへお邪魔に行くこともありますので、よろしくお願いします。

配置先	氏名	勤務先	連絡先
東部	小林 孝規	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-38-9500
中部	岡本 俊彦	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西部	種田 順治	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710

第21回「農村の風景フォトコンテスト2014」作品募集 〆切10/27(月)

農村は、四季の移り変わりとともに、農業の営みや守り継がれてきた様々な自然、そして受け継がれてきた文化がたくさんあります。この「ふるさと」が育んでくれる心の豊かさ・やすらぎ・人間らしさを写真で募集します。

たとえば、農村に伝わる文化、暮らしを支える大切な水や農地、そして自然と人々の関わりなど未来に残しておきたい農村景観。また、整備された土地改良施設（水路や農道など）や農地などが農業生産、農村生活、農村環境などに果たしている役割・効果等々、私達が生きるために必要な「水」「土」「緑」を中心に幅広く農村の風景をとらえた写真を募集します。

部門

- ◆ 土地改良施設部門（農村の地域資源である田んぼや畑、農道、水路、ため池等をとらえた写真）
- ◆ 農村景観部門（農村の景観、暮らし、行事などをとらえた写真）
- ◆ **農地・水・環境保全活動部門**（地域の農家、非農家が一体となって水路や農道等の管理、補修を行う様子をとらえた写真。また、花木の植栽等により地域環境の保全、景観の向上に取り組む様子をとらえた写真）

応募要領

- 応募規定
- ・応募作品は鳥取県内で撮影した未発表のものに限ります。
 - ・カラープリント四つ切り（ワイド四つ切りでも可能）で、単写真に限ります。
 - ・作品1点ごとに応募票（自作可）を添付し、応募票には、住所、氏名、年齢、職業（学生の場合は学校名、学年）、電話番号、撮影場所、撮影年月、作品の題名、応募部門を記入して下さい。
 - ・人物が被写体の場合は、本人から応募について承諾を得て下さい。
 - ・応募作品は原則返却致しません。なお、入賞作品は後日原版（ネガ又はポジ原版）の提出をお願いします。また、デジタルカメラで写した写真も対象としますが、入賞した場合はJPEGで提出願います。
 - ・入賞作品の著作権は、主催者に帰属します。
- 締め切り 平成26年10月27日(月) 必着
- 送り先 〒680-0911
鳥取市千代水4丁目37番地
水土里ネットとっとり
フォトコンテスト2014係
- 審査 日本写真作家協会会員 川崎先生及び主催者代表で構成する審査委員会において行います。
- 入選発表 平成26年11月中旬(予定)

優秀作品

- 特選 1点（表彰状、賞金3万円）
準特選 2点（表彰状、賞金2万円）
佳作 数点（表彰状、賞品）
山陰フジカラー賞 1点（表彰状、賞品）
土地改良施設部門賞 1点（表彰状、賞品）
農村景観部門賞 1点（表彰状、賞品）
鳥取県農地・水・環境保全協議会会長賞 1点（表彰状、賞品）



フォトコン2013 協議会会長賞